

公安委員会 説明資料No. 1	「警察庁組織令等の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について	令和3年10月28日 長官官房
--------------------	------------------------------------	--------------------

1 趣旨

民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。以下「改正法」という。）により、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられ、婚姻適齢が男女共に18歳とされるとともに、未成年者が婚姻した場合のいわゆる成年擬制制度が廃止されることとされた（令和4年4月1日施行）。

これらを踏まえ、所要の規定の整理等を行うため、「警察庁組織令等の一部を改正する政令案」等を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 改正の概要

(1) 警察庁組織令等の一部を改正する政令

ア 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）について、自動車運転代行業の認定申請書の添付書類から、成年擬制制度の適用を受ける未成年者に対して提出を求めていた「戸籍の謄本又は抄本」を削除するとともに、所要の経過措置を整備

イ 改正法により「未成年者喫煙禁止法」が「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に改められたこと等に伴い所要の規定を整理

(2) 警備業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

次に掲げる府令中、成年擬制制度の適用を受ける未成年者について定めた部分を削除するとともに、所要の経過措置を整備

- ・ 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）
- ・ 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）

(3) 古物営業法施行規則等の一部を改正する規則

ア 次に掲げる規則中、成年擬制制度の適用を受ける未成年者について定めた部分等を削除するとともに、所要の経過措置を整備

- ・ 古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）
- ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）

イ 前記2(1)アの改正に伴い所要の規定を整理

3 期間

令和3年10月29日（金）から令和3年11月27日（土）まで（30日間）